

選択的夫婦別姓制度の法制化に慎重な対応を求める意見書

家族は社会の基盤である。家族が同じ姓を名のる夫婦同姓制度は、家族の絆や一体感の維持、子どもの福祉に資するものがあり、地域社会の維持にとって極めて重要である。平成27年、同制度を規定した民法第750条について最高裁判所は「家族の呼称としての意義があるとの理解を示しているものといえる。そして、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であるから、このように個人の呼称の一部である氏をその個人の属する集団を想起させるものとして一つに定めることにも合理性がある」ことから合憲と判断している。

このところ、選択的夫婦別姓制度の法制化をめぐる議論が見られるが、夫婦別姓を法制化すれば、家族の絆や一体感を危うくしてしまうおそれがあるばかりか、親子や兄弟姉妹間で異なる氏・姓を名のることにつながりかねず、子どもの福祉にとっても将来にわたり影響を及ぼすことが懸念されている。選択制だからよいとの意見もあるが、社会の構成要素である家族の呼称としての姓の意義そのものも失われることになりかねない。制度設計についても曖昧な部分がある。特に、子どもの姓については各種調査でも反対意見が多く、十分な議論が尽くされたとは言い難い。

すなわち、選択的夫婦別姓制度は家族観と個人の価値観に深く関わる重要な問題で、国民の間でも意見が分かれている状況であり、結論を出すに至るには、より丁寧な国民的議論と合意形成が必要と考える。

よって、国及び国会におかれては、国民の幅広い意見を十分に聞き慎重に対応するよう求める。

記

1 選択的夫婦別姓制度の法制化に慎重な対応を求める

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛